

速報!

# 判例ナビ

## ☆今月の事例☆

再生債務者が誤って振込みをした後、金融機関により相殺が行われた場合に、当該振込みについて否認権の行使が認められなかった事例  
(東京地判平23.4.12)



講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 佐橋雄介

### 🔍 1st Step 事案の概要

本件は、Zが平成20年9月16日に再生手続開始の申立てを行う直前に、金融機関であるY（被告）に開設されていたZ名義の普通預金口座（以下、「本件口座」）に、債権者からの差押えを免れ、運転資金を確保することを意図して、15億円の振込み（以下、「本件振込み」）をしたところ、Yは、同月30日、Zに対して有する貸付債権を自働債権とし、本件口座の預金債権を受働債権として、対当額で相殺したため（以下、「本件相殺」）、Zの監督委員であるX（原告）が、本件振込みについて、または選択的に本件振込み・相殺についてこれを一体的に見て、民事再生法（以下、「法」）127条の3第1項1号または2号の規定により否認し、15億円および遅延損害金の支払を求めた事案である。

Yの貸付債権は、YとZの金銭消費貸借契約（以下、「本件貸付け」）に基づくものであり、かかる契約において、Zは、本件口座から預金を引き落とす方法により債務を弁済することとされていた。

なお、Zは、本件相殺が法93条1項2号または3号により無効であると主張してYに対して本件口座内の預金15億円の払戻しを請求する訴訟を提起したが、第一審（東京地判平21.11.10）および控訴審（東京高判平22.6.30）ともに本件相殺の有効性を認めて、Zの請求を認めなかった。

### 🔍 2nd Step 判旨

請求棄却。本判決は、法127条の3第1項の否認の対象となる行為は、「担保の供与」および「債務の消滅に関する行為」に限られるとした上で、「債務の消滅に関する行為」は「債務を消滅させる行為」と同義であり、本件振込みは、Zに預金債権を取得させたとどまり、Zの本件貸付けに係る債務を消滅させる効果を持つ行為ではなく、かつ、Zには、弁済においては当然伴っているはずの本件振込みにより当該債務が消滅するとの認識や当該債務を消滅させる目的が欠如していること、本件振込み・相殺

も、Zの債務の消滅には、本件相殺という本件振込みとは別個の、Zの関与を必要としないYの法律行為が介在しており、かつ、本件相殺が有効であることは、すでに東京地裁判決および東京高裁判決が判示していることから、いずれも「債務の消滅に関する行為」に当たらないとした。

また、「担保の供与」とは、担保権者と担保権設定者双方の意思表示の合致による担保権設定契約の存在がその要素となるものをいうとし、本件振込みは、Zが一方的に本件口座に対してしたもので、その目的は、再生手続開始の申立てを行う前に債権者からの差押えを免れ、運転資金を確保しようとするところにあったのであり、Zにも、Yにも、担保を設定しようという意思はまったくなかったことから、「担保の供与」に当たらないとした。

### 🔍 3rd Step 実務の視点

本判決は、偏頗行為の否認を規定する法127条の3第1項（同旨の規定として、破産法162条1項および会社更生法86条の3第1項）の「担保の供与又は債務の消滅に関する行為」の解釈につき、限定的に解した点で実務上の参考となる。債務消滅原因のうち相殺に関しては、偏頗行為否認の対象とならないとするのが破産法下での判例（最高裁判平2.11.26等）・通説であるが、本件では、本件振込みまたは本件振込み・相殺を対象としている点で特殊である。

本件では、Zに弁済の意図はなく、かつ、Yが本件口座からの引落しではなく相殺の意思表示を行ったという事案において、本件振込みまたは本件振込み・相殺が否認の対象とならないとされたが、本件貸付けにおいて、本件口座から預金を引き落とす方法により本件貸付けに係る債務を弁済することとされていたことから、仮に、Zに弁済の意図はなかったものの、Yが弁済充当処理を行った場合、またはZに弁済の意図があったものの、Yが弁済充当処理を行わず相殺の意思表示をした場合には、異なる結論になっていた可能性もあるだろう。